

# 社会的養護の新展開 4

## — 施設保育士の養成 —

浦田 雅夫

京都造形芸術大学

### 保育士は国家資格なのか

「保育士」は、「社会福祉士及び介護福祉士法」のような「資格法」がないため、「本当の意味での国家資格ではないのでは？」といわれることがある。かつて保母といわれた保育士は、2003年より、児童福祉法第18条の4において、「保育士とは第18条の18第1項の登録を受け、保育士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもつて、児童の保育及び児童の保護者に対する保育に関する指導を行うことを業とする者をいう。」と規定されている。また、児童福祉法第18条の23では「保育士でない者は、保育士又はこれに紛らわしい名称を使用してはならない。」とし、名称独占資格であることを規定している。国は、このことを根拠に保育士資格は国家資格であるととらえている。しかし、年に1回以上（現在は年に2回）実施されることになっている試験は「保育士試験」とされ、「社会福祉士国家試験」などのように、「国家」の表記がない。なぜ、はっきりと「保育士国家試験」と表記しないのだろうか。試験の所管が都道府県知事になっているからだろうか。

### 「児童」を支援

さて、保育士は、一般に、乳幼児の「保育」を担うと思われるが、「児童」とは児童福祉法が「満18歳に達するまでの者」と規定しているため、支援対象の幅が広い。保母と呼ばれていた時代から保育所以外の児童福祉施設には、たくさんの保母がケアワーカーとして働いてきた歴史がある。そのため指定保育士養成基準のカリキュラムでは、保育所保育だけではなく、児童養護施設や障害児入所施設等についても専門的に学び、保育所以外の施設へも実習に行く。しかし、保育士養成を行っている専門学校や短大・大学に入学する学生の多くがそのことを知らない。これは、あたりまえかもしれない。小学校から高校まで「児童」が18歳までなど教えてもらう機会がどれだけあるだろうか。いまは、教えてもらうかな？ しかし、「児童は？何歳」と問うと、みな、口をそろえて、児童は小学生だという。学校教育法では◎である。学校では児童は小学生、中高生は生徒。「施設実習」などと言われる児童養護施設等での実習は基本的に宿泊型。10日の住み込みでの実習。聞いただけでもびっくりするのも仕方がない。

## 保育士養成カリキュラムの見直し

保育士養成の各学校では、現在、来年度から始まる新しいカリキュラムにむけた業務に追われている。これは、「保育所保育指針」の改定に合わせてのものだ。ちなみに、幼保一元化の方向性のなか、先に「幼稚園教育要領」も改訂されており、これに「保育所保育指針」が合わせる感じになった。幼保連携型認定こども園では、すでに「幼保連携認定こども園教育・保育要領」なるものが出ている。幼保連携型認定こども園では、幼稚園教諭免許状と保育士資格を両方持つことが原則とされ、その者は「保育教諭」と呼ばれている。このような、入学前教育の一体化に合わせるカリキュラム改変は2010年にも行われた。そのときには、施設養護の理論を取り扱う「養護原理」が「社会的養護」に変更され、「原理」ではなくなった。「保育原理」「教育原理」「養護原理」という保育士の学ぶべき3つの基本理論がなくなったのである。

今回の変更では、「相談援助」や「保育相談支援」というソーシャルワークをベースとした科目が解体されている。教科目の教授内容においても、「ソーシャルワーク」という言葉がみごとに一切なくなった。施設保育士はケアワークとソーシャルワークが両輪である。保育士は小学校就学全までの専門職ですといわんばかりの改変。しかし、だとしたら、保育所においてもソーシャルワークの知見を活かした支援がいつそう求められるのだが。保育士養成＝保育所保育士あるいは保育教諭の養成という方向性に偏向しているようだ。

施設では、ケア単位の小規模化が進むなか、求められる支援の質は高まるばかりだが、その担い手の養成は大きな課題である。ちなみに

に、社会福祉士養成課程では社会的養護に特化した科目はなく、やはり保育士が「児童」のケアワークを担う専門職であるといえる。しかし、このたびのカリキュラム変更は大きく社会福祉領域が削り取られ、教育にシフトした感がある。保育士の根拠は児童福祉法にあるのだが。

なお、先般のニュースでは、児童指導員の資格要件に、これまではなかった「幼稚園教諭免許状」を取得する者も加える方向であると報じられていた。児童指導員の資格要件は、もともとかなり幅が広いが、人材不足からくる発想である。

第一次産業や中小企業の人材不足から外国人労働者の受け入れを巡って議論が起きている。福祉領域でも高齢者介護人材だけではなく、障害児者や児童領域にも外国人支援者＝保育士が導入される時代がくるのだろうか。

(参考)

中山忠政「保育士養成課程における教科目の変更」、プール学院大学研究紀要 52号

2018年11月17日付 東京新聞

厚生労働省 保育士養成課程等検討会

[https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/other-kodomo\\_275096.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/other-kodomo_275096.html)